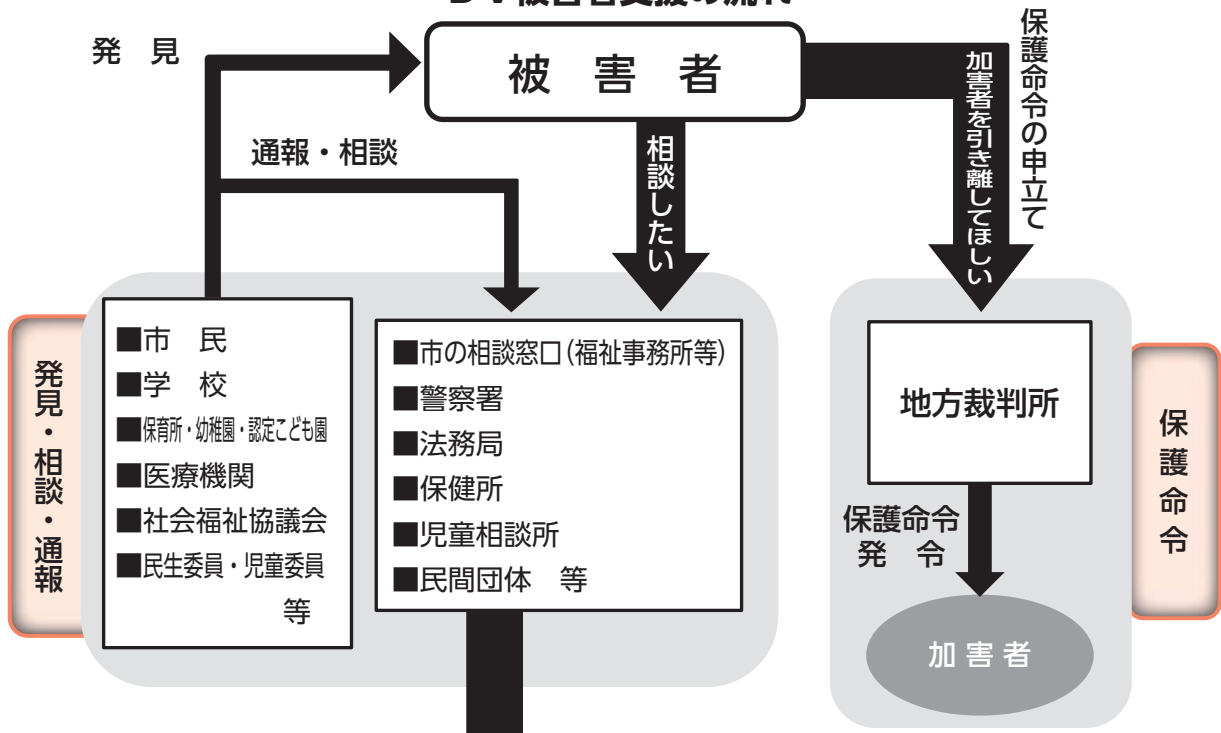


DV被害者支援の流れ



- 自立支援までの下野市の支援内容**
- 相談・助言
 - 緊急時における被害者の安全確保支援
 - 一時保護施設への同行、助言
 - 保護命令申立等の法的手続における助言、支援
 - 自立支援・保護命令利用・シェルター等についての情報提供、助言、関係機関との連絡調整、その他の援助

加害者から逃れたい

一時保護

一時保護施設

- とちぎ男女共同参画センター (一時保護の決定・一時保護の実施)
- 民間シェルター

↑↓ 連携

■警察(安全対策)

下野市における自立支援

1. 被害者の生活再建に向けた支援
 ~日常生活・就労・住居・各種手続等の情報提供~
 - 生活保護への対応
 - 児童扶養手当の認定
 - 母子家庭等就業・自立支援センターとの連携による支援
 - ハローワークとの連携による支援
 - 母子生活支援施設やステップハウス(※)への入所
 - 自立支援のための各種情報提供(住居・各種手続)
 - 心のケア
2. 被害者の子どもへの対応
 保育園・幼稚園・認定こども園への入園、学校への対応 等

自立支援

関係機関

- 県、市町
- 警察
- 学校
- 医療機関
- 児童相談所
- 福祉事務所
- 保育所・幼稚園・認定こども園
- 民生委員・児童委員
- 人権擁護委員
- 弁護士 等

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画 (概要版)
 市民協働推進課
 ☎(32)8887 FAX(32)8606